

# 第一中学校「いじめ防止基本方針」

## 1 基本的な考え方

- 本校のいじめ防止に取り組む基本姿勢は、日頃から、どんなことでも相談できる教職員と生徒との信頼関係を構築し、安全で安心な学校経営を行うこととする。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という人権尊重の精神を、生徒一人一人に徹底させる。
- 本方針に基づき、体系的・計画的にいじめ防止・いじめの早期発見に取り組む。
- いじめがあった場合には、組織的対応によって問題の解決に全力で取り組む。

## 2 いじめの定義

- 当該生徒と一定の人間関係にある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの基本理念

- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることである。
- いじめは加害者、被害者の関係だけでなく、観衆、傍観者の反応が大きく影響する。
- いじめはいじめる側が悪い。いじめられている子どもの立場に立って対応する。

## 4 基本的施策

### (1) いじめの未然防止

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
  - ・道徳教育、体験活動の充実
  - ・生徒による自主的な取り組みの支援

### (2) いじめの早期発見

- いじめアンケートの実施（7月、2月、必要な時）
- 長期休業明けの担任との教育相談
- 生活ノートを活用
- 児童生徒相談員連絡会による情報交換
- 休み時間や放課後等の校内の見回りと関係づくり

### (3) ネットいじめ対策

- インターネットや携帯電話等、情報通信機器の利用にあたっての情報モラルについて、保護者と連携して適切な指導を行う。
  - ・生徒・保護者対象の情報モラルに関する出前講座

## 5 いじめ防止等に関する措置

### (1) 学校の組織

- 「いじめ防止対策委員会」の設置
  - ・構成：校長、教頭、教務主任、当該学年主任、当該学級担任、生徒指導主事、養護教諭、児童生徒相談員、スクールカウンセラー

### (2) いじめに対する措置

- 生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を校長に報告する。
- いじめがあったことが確認された場合には、いじめを止めさせる。
- 再発防止のために、心理・福祉等の専門的な知識を有するものの協力を得つつ、複数の教職員により、いじめを受けた生徒とその保護者への支援を行う。また、いじめを行った生徒への指導とその保護者に対する助言を、継続的に行う。

- 必要に応じて、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒の使用する教室以外の場所において学習を行わせるなどして、いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者の間で争いが起きることのないようにする。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認めた場合は、所轄警察署と連携し対処する。
- 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時には、直ちに、所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるものとする。
- 校長及び教員は、教育上必要があると認める時には、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対し懲戒を加えるものとする。
  - ・学校教育法第11条…校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。（懲戒とは、生徒の成長を目的として、当該生徒にその生活や行動等を反省させ、立ち直りを図り、自己指導能力を育成するための手段の一つとして行われるもの）

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- 生命、心身に重大な被害が生じたとき
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているとき

### (2) 「重大事態対応委員会」の設置

- 「いじめ防止対策委員会」の委員に他、市教育委員会指導主事、学校評議員（主任児童委員）、市こども課職員、その他の職員を加えた組織を設け、対処並びに同種の事態の発生防止に努める。

### (3) 事実関係を明確にするための調査

- 調査を実施し、その結果を市教育委員会に報告
- いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査により明らかになった重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- 調査の目的は、民事上・刑法上の責任追及や訴訟等への対応が目的ではなく、学校が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るためのものである。